

(目的)

第1条 この要綱は、商工業の活性化を図るため、事業活動に対して支援することにより、活力と魅力ある地域づくりを推進し、町民の雇用機会の拡大を図り、もって本町経済の発展と町民の福祉向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱においての用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗、空き家 建物としての効用を保っているにもかかわらず、店舗又は居住としての利用がされていない状態であるなどに該当し、かつ店舗として活用ができるものとする。
- (2) 商工業後継者 現経営者の事業を将来継承することが確実である者（法人にあつては、現代表権を有する者との関係が親子若しくは、三親等内の親族関係を有する者であること。）で、満50歳以下の者をいう。
- (3) 商工業者 商工会法（昭和35年法律第89号）第2条に定める定義を準用する。ただし、営業形態については、月10日以上毎月継続的に営業されるものとする。
- (4) 飲食店 日本標準産業分類（平成25年10月30日付総務省告示第405号）中分類中「飲食店」をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者等（以下「補助対象者」という。）は、町内に住所を有する個人及び法人等若しくは、新規に町内で事業を開始する個人及び法人等で事業開始まで住所等を有するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、補助対象者から除くものとする。

- (1) 税金等の未納がある者（前住所地を含む）
- (2) 本要綱に基づき補助を受けたことがある者で当該補助対象事業の継続がない者。なお、補助金の返還をしている者は除く。

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とし、別表の対象要件を満たすものとする。

- (1) 新規開店支援事業
- (2) 空き店舗、空き家活用支援事業
- (3) 商工業後継者支援事業
- (4) 商工業者支援事業
- (5) 既存店舗機能向上整備事業

2 次の各号に掲げる事業は、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 第三者に売却又は譲渡することを目的とする事業
- (2) 国、道又は町等の補助、補償等の対象となる事業
- (3) 事業完了後6か月を経過した事業
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項から第8項に定める性風俗特殊営業の用に供される施設

(計画の認定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、商工業活性化事業計画書（以下、「計画」とい

う。)に必要書類を添付して町長へ提出し、その計画が適当である旨の認定を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があった場合において、これを審査し計画の認定が適当と認めたときは、商工業活性化事業計画認定書を申請者へ交付するものとする。

(計画の変更)

第6条 前条第2項により計画の認定を受けた者は、当該認定に係る計画に認定された事項のうち次に掲げる事項を変更しようとするときは、速やかに町長の認定を受けなければならない。

(1) 事業又は業種

(2) 事業に係る投資予定額(変更額が100万円以内の場合を除く。)

(補助金の交付申請)

第7条 補助を受けようとする者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実績報告書

(2) 事業精算書

(3) 開業に係る届出書、許可書等の写し

(4) 店舗等の取得費を確認できる書類、図面等の写し

(5) その他必要な資料

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条により補助金交付申請書を受理した場合において、事業内容が適当であると認めたときは、予算の範囲内で別表のとおり補助金を交付する。ただし、補助金の交付額に千円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。

(状況報告)

第9条 町長は、補助事業の遂行の状況に関し、報告を求め、又は職員に調査をさせることができる。

(事業実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第11条 町長は、次の各号の一に該当するときは、当該補助対象者に対して、補助事業の取消し及び補助金の全部又は一部の返還を求める。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は除く。

(1) 補助金を目的外に使用したとき。

(2) 補助対象事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件その他法令又はこれに基づく町長の処分に違反したとき。

(3) 町の補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準(平成30年訓令第8号)に定める財産処分を行った場合

(4) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。

(町長への委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日訓令第13号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月7日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月17日訓令第14号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。ただし、この要綱の改正前に着手した事業は、なお従前の例による。

附 則（令和2年2月3日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月27日訓令第19号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月2日訓令第35号）

この訓令は、公布の日から施行し、令和2年11月27日から適用する。ただし、この要綱改正前に計画認定された事業は、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

番号	事業名	対象要件	補助金額
1	新規開店支援事業	ア 町内で店舗新築、増改築、居抜き取得、借家から取得による店舗移転。ただし、町内で店舗移転による取得、賃借及び後継者の新規開店は除く。	取得の場合 ① 店舗にかかる固定資産税相当額を5年間 ② 店舗取得費（土地取得費も含む）と店舗改修費の合計額の30%以内（限度額600万円） なお、建築業者によらず事業主が自ら店舗を建築した場合においては、固定資産税における評価額をもって店舗取得費とする。
2	空き店舗、空き家活用支援事業	ア 町内で空き店舗、空き家を店舗として活用するもの。ただし、町内の借家から賃貸移転は除く。	賃貸の場合 ① 店舗改修費の2分の1以内（限度額300万円） ② 店舗にかかる月額家賃の10分の7以内（限度額5万円）の2年間 賃貸から取得の場合 本支援事業の「賃貸」の補助対象者に該当してから、5

			年以内に取得した場合（同一店舗にこだわらない）本支援事業助成額の総額を600万円とする（ただし、固定資産税相当額の助成は、該当しない）
3	商工業後継者支援事業	<p>ア 店舗の新築、増改築、模様替え。ただし、商工会法（昭和35年法律第89号）第2条に規定する商工業者で常時使用する従業員の数が10人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下のものとする。</p> <p>イ 後継者は、計画提出時において満50歳未満の者、かつ2年以内に現経営者より事業を継承することとする。</p>	<p>①店舗取得費（土地取得費も含む）と店舗改修費の合計額の30%以内（限度額300万円）</p> <p>②設備投資額に対するその年度の固定資産税相当額を限度として、事業開始後の3年の範囲以内</p>
4	商工業者支援事業	<p>ア 町内で事業を営む補助対象者で、集客力向上のために行う設備投資額（事業の用に直接供する設備投資とし、用地取得費は除く）</p>	<p>①設備投資額の30%以内（限度額600万円以内）</p> <p>②設備投資額に対するその年度の固定資産税相当額を限度として、事業開始後の3年の範囲以内</p> <p>なお、事業対象とする設備機器等は1件3万円以上</p>
5	既存店舗機能向上整備事業	<p>ア 店舗の段差解消など来店者の利便性や快適性に資する店舗の改修（飲食店のみ対象。備品のみ購入の場合も可）</p>	<p>①店舗改修費の2分の1以内（限度額300万円）</p> <p>②店舗改修に付随する備品設置は1件3万円以上とし、補助限度額の4分の1以内を限度額とする。</p>

- 備考 1 補助対象者は、主たる事業が商工業であること。
- 2 取得には、事業の用に供する土地取得費も含む。
- 3 別表1～4の事業の限度額は、各事業の限度額を示すものであり、最初の補助金を受領してから10年間は最高限度額である600万円に達するまでは1事業者が複数の事業（同一事業の複数回）の実施を可とする。また、別表5の事業は、別表1～4の限度額の他に300万円を限度とし、最初の補助金を受領してから10年間は最高限度額である300万円に達するまでは1事業者が複数の事業（同一事業の複数回）

の実施を可とする。